

松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 松伏町長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表又はその指名する者</p> <p>(5) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表又はその指名する者</p> <p>(6) 道路管理者又はその指名する者</p> <p>(7) 吉川警察署長又はその指名する者</p> <p>(8) 住民又は利用者の代表</p> <p>(9) 埼玉運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(11) 学識経験を有する者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者</p> <p>2 委員は21人以内とする。</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 松伏町長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表又はその指名する者</p> <p>(5) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表又はその指名する者</p> <p>(6) 道路管理者又はその指名する者</p> <p>(7) 吉川警察署長又はその指名する者</p> <p>(8) 住民又は利用者の代表</p> <p>(9) 埼玉運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(11) 学識経験を有する者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者</p> <p>2 委員は22人以内とする。</p>